

八ッ場ダム住民訴訟通信-126

2017年6月10日発行

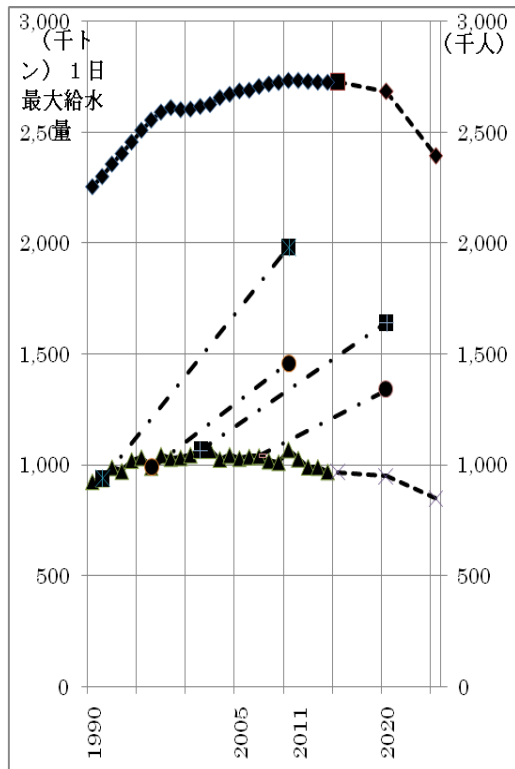
国は考えた「どんなに水余りでも、水源開発を続ける方法はないだろうか」
そうだ「リスク管理型にすれば、水源開発は無限にできる」嗚呼。

水需要主導型の水源開発から、リスク管理型の安定供給へ。というカラクリ。

近頃の政府やお役人が賢い頭を何に使うかといえば、ゴマカスこと。ハグラカスこと。そして国民をタブラカスこと。森友学園問題でも加計学園問題でも、白昼堂々、しかも国会の場でヌケヌケとやっていることはご存知の通り。実は水源開発でもやりました。

昨2016年12月28日、石井啓一国土交通大臣は国土審議会宛てに「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計

■茨城県の水需給計画と実績推移



※上段は人口推移。中段右肩上がりは計画(マスタープラン)。下段は実績(予測は1人360ℓ/日で計算)

画の在り方」なる諮問をしました。そして、本年5月12日、「水需要主導型の水源開発から、リスク管理型の安定供給へ」という答申がなされました。そもそも、このやりとりはどんなものかと言えば…。

これまで、国が水源開発をするには「水資源開発基本計画=通称フルプラン」(以下フルプラン)を立て、将来の水需要予測を基にそれを満たすために行われていました。これを「水需要主導型の水源開発」と言うのですが、うっかりすると、いかにも適切に行われてきたように思えてしまいます。でも実際は、将来需要を過大に見積もればいくらでも水源開発は可能だった。と言えます。しかし、これには「水需要実績」という現実が突き付けられます。左図のように過大な計画と減少し続ける実績値の乖離は歴然。いかな鉄面皮な役人でも、傲慢無比を誇る政治家でも、後ろめたさは付きまといまいます。とすることで彼らは考えました「水需要予測があるから実績と対比される。予測をやめれば何の問題も無いじゃないか」。と捻り出したのが前述の「リスク管理型の安定供給へ」という新たなフルプランです。肝は「定量的な供給目標量は設定しない」と言うもの。つまり「いばらき水のマスタープラン(達成年度2020年)」にある2015年度の1日最大給水量127.5万トンに対し2014実績96.7万トン(15年度は未

発表)という実績対比＝墓穴は掘らなくても済むのですから、心おきなく水源開発が進められようというもの。何やら河川村の万歳三唱が聞こえるようです。

リスク管理型の安定供給とは何か。

共謀罪をテロ等準備罪と言いくるめる

あの手法がここでも登場。

国土審議会の答申は「予定された水源開発水量はおおむね達成される見込みだが一部施設はいまだ整備中」とか、「水需要の増加はおおむね終息」など、今さら何を言うか、と言いたくなるような現状分析をしています。その上でフルプランの延命を図りたい国への忖度か、阿吽の呼吸か、リスクを持ちだし、共謀罪にテロをくっつけて国民を恐喝するアノ手法に出たのです。

で、そのリスクとは何か。大きくは三つに分けられます。

1. 施設の老朽化による大規模な断水。
2. 大震災などによるインフラの破壊。
3. 極端な気候変動による危機的な渇水。

言うまでもなく1と2は一体のものでしよう。しかし、1の老朽化対策は不要な水源開発によって後回しされてきたことは明らか。3.11の東日本大震災、一昨年(2011年)の熊本地震をだしに耐震化するから、どうだ「有り難いと思え」と言う態度には、何時ものことながら腹が立ちます。

3の危機的な渇水は今世紀の初めから見え隠れしていました。つまり、その頃にはもう過大な需給計画と年々減少する水需要実績との乖離が隠しようもない状態になってきたからです。

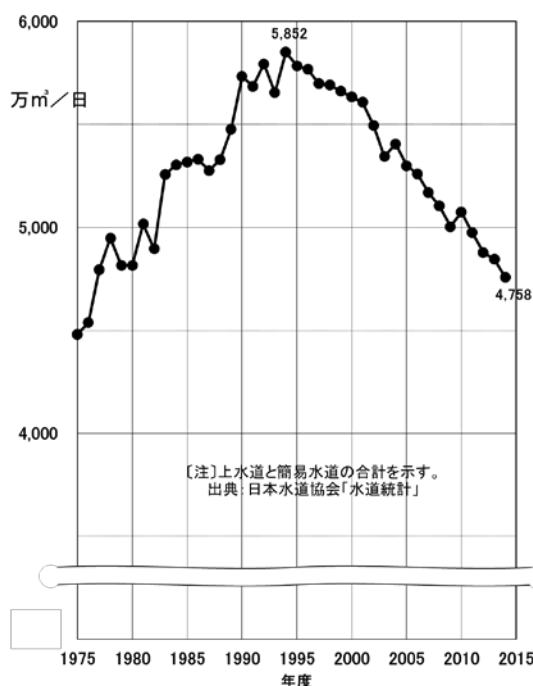
八ッ場ダム裁判でも、当初は5年に1度の渇水年が10年に1度となり、ついには20年に1度をちらつかせる程になっていました。ある意味で国は追い込まれていたのです。

最早、フルプランは破たんしている。

延命を図らず白紙から考えるべきだ。

水問題研究家の嶋津暉之さんは、答申への意見書で「全国の水道の一日最大給水量は1994年度から2014年度までの20年間に一日当たり約1,100万 m^3 も減っている。一人一日最大給水量を400リットル/日と仮定すると、20年間で約2,700万人分の水道給水量が減ったことになる。今後は人口減少時代になることにより、水道用水の規模縮小に拍車がかかることは必至である。工業用水も減り方が凄まじい。1975年と比べると、2014年の使用量は2/3の規模になっている。下図で示した水道用水の減少傾向は、利根川・荒川水系などの各指定水系でも同様である」と語り「新たな水資源開発事業は不要であるから、答申案は現在計画中お

全国の水道の一日最大給水量の推移



よび建設中の利根川・荒川水系における八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業など、各水系の水資源開発事業の中止を求めるべきであり、その根拠法である水資源開発促進法の廃止を求めるべきだ」と結びました。

いばらき水のマスタープランの破たんは、橋本知事も認めていた。

茨城県は国の立てる「利根川・荒川フルプラン」に県の長期水需給計画としてマスタープランを提出しています。ところが、このマスタープランは 2006 年策定という骨董品のような代物です。しかも、あろうことか、2012 年のフルプランへ、この骨董品をそのまま提出するという杜撰さです。本来なら、マスタープランは 2011 年には新たに策定すべきものだったのですが、計画と実績の乖離を誤魔化し続けることができなかつたのでしょう。

マスタープランの実態は以下になります。

策定年度	達成年度	1日最大給水量
1991年	2010年	198.2万トン
1996年	2010年	145.9万トン
2001年	2020年	164.0万トン
2006年	2020年	133.8万トン
2011年	達成年度を2030年にして策定すべきもの	
2016年	上記を改定すべきもの	

2014年実績 96.7万トン

県の保有水源 169.8万トン

最後になった、いや現行の 2006 年のマスタープランでは、46 万トンもの環境用水と危機管理水なる仮想の水需要を捻りだしで、やっと辻褄を合わせたのが実態です。この状態で 2011 年に改定したら、これまでの化けの皮がすべて剥がれてしまうことを恐れたのでしょう。

私たちは幾度か現実に即したマスタープランの改定を橋本知事に求めました。2012 年の回答は「ダム事業の検証の結果を見た上で考えたい」というものでした。私たちは「水源開発が決まらなければ需要予測が立てられないのは本末転倒ではないか」とたたみ掛けましたが、オウム返し of 回答しか得られませんでした。今の森友、加計問

題と同じ、核心をずらしハグラカス傲慢な手法です。

その後ダム検証の結果が出た、つまり八ッ場ダム、霞ヶ浦導水などの継続が決まった後の 2014 年 10 月の予算特別委員会では、大内県議の質問に橋本知事は「水資源は確保された、だから長期水需給計画(マスタープラン)の必要はなくなった」とヌケヌケと回答。この時点で国も県もフルプラン、マスタープランの破たんは認識しており、水源開発を続けられる次の一手に移っていたのでしょう。

誰も経験したことのない危機的渇水なら水源開発は天井知らずになる。

3.11 の経験は「大自然の力は人智を遙かに超えたものだ。だから謙虚に向き合わなければならない」と言うものでした。ところが国のとった政策は「国土強靱化法」なるものをつくり、日本全土をコンクリートで固めようというもの。それを水源開発に置き換えれば、水需要主導型からリスク管理型になるという次第。

確かに、地球温暖化、厳しい気候変動は誰もが実感するところです。ならば「何が起こるのか」と言えば気象学者でも確かな回答は出せません。これまでの 5 年に 1 度、あるいは 10 年に 1 度の渇水なら議論もできますが、100 年、1000 年となったら“水かけ論”にしかありません。こうなれば、無敵の行政権力はどんどん水源開発を進めます。考えるべきは「危機的な国家財政」ではないでしょうか。

私たち人間は自然の一部です。自然と対峙するのではなく共生すべきです。2065 年には日本の人口は 8000 万人と言われます。終戦直後の人口です。あの頃の自然環境に戻ればいいのです。河川をコンクリートで固め続けるのはもう止める時です。

私たちは、茨城共同運動の一員として、茨城県の水問題を考える市民連絡会の立場から、県に要望書を以下のように提出しました。交渉は7月12日、茨城県庁で行います。

責任引取水(契約維持水量)の見直しとハッ場ダム基本計画の見直しについて

ここ何年か責任引取水(契約維持水量)について話し合いを重ねてまいりました。形の上ではすれ違いを見せてはいるものの、以下のような共通認識は持てたものと思います。

- (1) 現在の保有水源に開発途上のハッ場ダム、霞ヶ浦導水の水量を抱えた場合、県企業局の会計は市町村などの水道事業者への供給水量の増加＝契約維持水量を実施しなければ成り立たない。
- (2) 市町村など水道事業者は、現在よりも将来に亘って減少する水需要の中で、県からの供給水量を増やされたら事業が成り立たない。成り立たせるには水道料金の大幅な値上げしかない。
- (3) 最終需要者である県民は、これ以上の大幅な水道料金の値上げは生活を直撃し受け入れられない。しかも人口減少を考えれば、値上げは将来に亘って続くことになる。

しかし、昨年の回答はひとつの方向性を見せたものと考えます。

私たちの「県は市町村などの水道事業者と現実を直視し、現在の維持契約を根本から見直し、将来に亘って健全な水道事業を営めるよう一歩を踏み出すこと」という要望に対し、県は維持契約(実施協定)水量の見直しを求める場合には、県はその分をいわゆる清算金として支払いを求めて行くこととなります。とした上で「…清算金の問題が納得できる形で解決され、なおかつ関係市町村の総意として、県に広域的水道整備計画の見直し要請がなされない限りは…難しいものと考えております」と回答しました。

上記の三つの認識は、水道事業者も最終需要者＝県民も共有するものであり、かつ喫緊の課題であり死活問題でもあると思います。問題は誰が音頭をとるかにあります。言うまでもなく県当局がリーダーシップをとるべきものと思います。県当局の提案で市町村の水道事業者に最終需要者＝市民をも加えテーブルを持ち真摯な議論を重ねるべきと思います。

ここまで語りますと、国との「ダム使用権設定」問題につきあたると言われるでしょう。しかし、国は県が期待するほど道義に基づいた対応をしているのでしょうか。

昨2016年12月、国は1都5県の同意を得てハッ場ダム事業計画の変更を成立させました。ここには事業費5320億円の内112億円の「吾妻川の流量維持」が含まれていました。しかし同月、東京電力は水利権が更新され、東京電力が吾妻渓谷地点で維持流量に相当する毎秒2.4トンを確保することになっていたのです。つまり112億円を投入するという「吾妻川の流量維持」は消滅し、基本計画の変更は破たんしていたのです。これまで何度も事業費の増額、工期の延長を吞ませてきた国の対応のどこに道義があるのでしょうか。私たちは、今こそ茨城県は自治体としての本分に帰ることを希求し、以下のように要求します。

- (1) 県は水道事業の将来に亘る健全な運営のため、市町村などの水道事業者、最終需要者である市民を交え、責任引取水(契約維持水量)問題を話し合い、その見直しを総意を持って行うこと。
- (2) 度重なる不誠実なハッ場ダム事業計画の変更を白紙に戻し、同事業からの撤退を図ること。
- (3) 同時に、霞ヶ浦導水事業からの撤退も図り、最終需要者である県民の利益のため水道料金を下げ、低廉な水道事業の実現を図ること。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768